

ハイエクにおける『新自由主義』と『福祉国家』の経済思想

吉野 裕介（京都大学大学院文学研究科 研究員）

I. 問題設定—「新自由主義」と「福祉国家」の再検討へ

本報告の目的は、ハイエクの経済思想における新自由主義と福祉国家の思想について論じ、セッションのテーマ『現代福祉国家思想の再検討』を議論する際の予備的考察とすることにある。

自由か計画かという体制選択が重要な問題であった二十世紀を過ぎ、資本主義の「質」や多様性が問われる時代と言われて久しい。このような時代にあって、現在もハイエクの経済思想はフリードマンと並んで新自由主義経済思想の象徴として捉えられることが多い。かれの批判の対象は、全体主義や社会主義であり、果ては社会に計画を持ち込もうとする社会民主主義や福祉国家論までを含む。

ところが「新自由主義」という用語の意味については、使用する論者によって意味の幅が大きく、現在では非常に広い意味で用いられている。そもそも「新自由主義」とは、個人の自律性・主体性を重視するとともに、結果の平等よりも機会の平等を重視する思想であろう。例えば橋本(2012)においては、その基本的な特徴が、(1)先進国前提、(2)結果不平等容認、(3)貨幣原理・選択原理の導入、(4)大きな政府容認、にあるとまとめられている¹（橋本 2012 162）。

本報告では、ハイエクが支持した意味での新自由主義や、かれが批判した福祉国家とは何を指すのかについて考察する。それにより、現状用いられている「新自由主義」の多義性に若干の見取り図を与えると共に、ハイエクが考えた時代状況の固有の問題と、現代における問題との異同についても考えたい。かれの問題意識やそれに対する考察は、現在どこまで通用すると考えればよいのか。こうした問題の検討により、現代の福祉国家思想の諸問題を闡明する準備とする。

かくして、本報告における議論を、以下のように進めていく。II においては、ハイエクにおける「新自由主義」について整理する。かれの指す新自由主義とは何を指すのか。III においては、ハイエクにおける福祉国家論について検討する。かれは福祉国家論をどう考えていたのか。またその何を批判したのか。VI では、こうしたハイエクの議論のどこか問題なのか、かれの時代に固有な問題に言及しつつ検討する。最後に、V 結語として、

¹ 他に例えばハーヴェイは、新自由主義とは、「強力な私的所有権、自由市場、自由貿易を特徴とする制度的枠組みの範囲内で個々人の企業活動の自由とその能力が無制約に発揮されることによって人類の富と福利が最も増大すると主張する政治経済的実践の理論」(Harvey 2005 10)であるとまとめている。

本稿の含意をまとめる。本稿における考察を出発点に、現代の福祉国家をどう考えればよいのかについても試論を付す。

II. ハイエクにみる「新自由主義」の思想

1. 「新自由主義」に関する言及

本節では、ハイエクの「新自由主義」に関する言及から、かれの自由論について概括しよう。ハイエクの自由主義に関する主な言及は、『隷属への道』(1944年)にはじまり、『自由の条件』(1960年)、『法と立法と自由』(1973, 76, 79年)、そして最後の『致命的な思いあがり』(1988年)まで維持されている。

かれは長年に渡るこうした執筆活動で、一貫して自由な社会の重要性とその根拠を展開しているが、自らの思想を自由主義の思想史のなかでどう位置づけていたのかについては考察が必要である。ハイエクの考える自由の基本原則とは、ひとつには自生的な諸力の活用であり、もうひとつは強制を最小限にすべきだという点にある(Hayek 1944 14; ハイエク=西山 1976 23)。アダム・スミスに代表されるような古典的自由主義を、政府のなすべきことが国防、司法、そして公共事業に限るという思想とみなすならば、一連の著作におけるハイエクの自由主義も当然その流れを汲むものである。「そこ(『自由の条件』)で私が試みたことは、本質的には、一九世紀の古典的自由主義の教義を再構築し、より体系的にまとめることであった」(Hayek 1944 367)。しかしながら池田(2012)において指摘されているように、ハイエクの自由主義はフリーバンキングなど金融論も含む点で、古典的自由主義からさらに自由主義を推し進めた立場であると評価できよう。

ところが、ハイエク自身の言葉で新自由主義とはどのような思想か、および自分の思想が新自由主義的かどうかを論じている文章はあまりない。関連する著作としては、シカゴ大学での学生であった西山千明との対談として『新自由主義とは何か-あすを語る』

(1977年、以下「対談」と略記)がある。この本が出版された時期のハイエクは『法と立法と自由』を執筆中であり、後期ハイエクの主要な主張がそこに展開されていると言っただけであろう。ただしそこにおいても、ハイエクが自らの思想を新自由主義であると同定しているに見える箇所は見当たらない。代わりにハイエクは、自由な社会の形容として、「偉大な社会」(the Great Society)と「開かれた社会」(the Open Society)を導入している。そこで次節では、これらの概念を吟味することで、ハイエクの自由主義の中身を明らかにしたい。

2. 「偉大な社会」と「開かれた社会」

まず「偉大な社会」について検討しよう²。この概念はハイエクの著作の中で比較的早くから見られ、例えば『隷属への道』においても、政府の必要性を論じる際に用いられている。「アダム・スミスの言う『偉大な社会にとっては最も有益でありながら、その性質上個人や少数のグループでは出費を上回る利益をえることが不可能な』サービスを提供するためにも、国が活動しなければならない領域がなお存在する³」(Hayek 1944 46)。

市場が発達した社会とは、その全容をわれわれが理解し得ない程広範である。お互いに協力していることや、取引をしている相手の顔さえ知らないそのような社会においては、非人格的な一般的ルールのみが機能している(Hayek 1976 126)。われわれは、市場において意図せずして他人の手助けをしていることがあるが、その効果を正確に把握することはほとんど不可能である。こうした市場の発展は、諸個人の行為の蓄積として少しずつルールが修正され、結果として発展してきたものである。ハイエクが市場社会をあえて「偉大(Great)」と形容するのは、このように現存の文明社会がある事自体、進化過程の貴重な(奇跡的な)産物であるという意味合いをもたせるためとも言えよう。

次に「開かれた社会」について吟味しよう。これは明らかにポパーの著作から引用していると考えられるが、「対談」においても強調されている概念である。先の「偉大な社会」のような、互いのニーズを知らないうちに調整しうる市場のメリットの反面として、人びとが特定の人の特定のニーズのために奉仕するように強制することはできない。行為の強制が無く、自分のために行動できる自由が確保されていること、それをハイエクは「開かれた社会」の本質であるとする(ハイエク=西山 25)。

一方で共産主義や社会主義においては、人びとが特定の目的に奉仕することが強制されるが、そのような社会は、人類が本能的に形成してきた部族社会となんら変わらない。

「開かれた社会」とは、「すべての人が自分の知識を自分の目的に使うことが許される社会」であって、特定の結果のために奉仕することが強制されているような社会ではないのである。「この(市場)社会では、まだ市民社会になっていない非近代的な部族とは違って、法が特定の人びとだけを助ける義務は、もはやなくなっている」のである。

かくして、新自由主義としてハイエクの言葉で明示的に論じられたわけではないものの、ハイエクの自由主義が古典的自由主義とも異なる点は、上記の概念に見られるように「ルール」の役割を強調したことにあると言えよう。それは「法」や「法の支配」の強調と合

² The Great Society という単語については Wallas(1914)において広汎に論じられているが、Vernon(1976)でも指摘されているように、フェビアン社会主義の立場を採る Wallas においてはより社会主義的スタンスが強調されているため、市場の存在を強調するハイエクのそれとは用法が異なると思われる。

³ 邦訳では省かれているが原文では”a great society” (Hayek [1944]2007 原著 p.88)とされている。

わせて、自由主義のなかでも立憲的な制度を重視する立場とハイエク思想を理解することにつながる。

III. ハイエクにみる「福祉国家」の思想

例えば太子堂(2011)が指摘しているように、ハイエクの『自由の条件』の後半部分は、福祉国家批判に大部が割かれているものの、かれが最低所得制度や年金制度に一定の理解を示していたことがわかる。こうした解釈は、ハイエクの経済思想を自由放任主義とは異なった福祉国家論のバリエーションとして理解できる可能性も示している。

しかしながら、上に見たようなハイエクの自由な社会像からは、生活保護などの社会保障などは、特定の「顔の見える」人へ向けられた行動であるとみなされ退けられる。かれはそうした行動は根強く残る部族社会の伝統や意識の現れであると指摘しつつ、西山が続けて例示した老人や障害者への保障を否定する。

ハイエクが市場社会を「偉大」であり「開かれ」ているとして擁護するのは、一般的ルールが等しく働くもとでの諸個人の行動が、本人の目的とは離れて市場全体のパフォーマンスの向上につながるからである。ところが特定の人びとのための特別な立法は、特定の人びとの必要のために行動することをわれわれに要求する。そのような活動は、「われわれが市場に導かれて活動することとくらべて、はるかに少ない利益しかもたらさない」(ハイエク＝西山 1976 27) のである。

かくしてハイエクは、特定の間人やグループの処遇を改善するといった意図的に仕向けられたルールではなく、同じ人間が等しく生きられるような一般的なルールの導入を訴える。それゆえ、すべての人びとが例外なしに一定の最低所得を保証されるフリードマンの言う「負の所得税」は肯定されうるし、さらには現在のベーシック・インカム論も受け入れる余地があるとみなせよう。

しかしながら、藤田(2011)が明らかにしているような、活動初期におけるミュルダールとの接触にも関わらず、ハイエクがスウェーデンを初めとする北欧諸国の状況にほとんど注意を払わなかったことは奇妙でもある。結局のところ、「対談」でも語られているように、ハイエクは福祉国家を運営する官僚制や政府による統制すべてに忌避感を抱いていた(ハイエク＝西山 59)。このことは、次に見るように、ハイエクの思想の持つひとつの限界であり、時代の制約とも言える。これに関して次に考察しよう。

IV. ハイエク体系における国家論の不在

前節までに、ハイエクの自由主義を「偉大な社会」および「開かれた社会」の観点で特徴付けた。ここでは、ハイエクのなかで見落とされている議論について指摘しておきたい。

それは、ハイエクの論理のなかで「市場」に対して配置されているのが、常に「政府」であり、「国家」ではないことである⁴。例えばかれは『法と立法と自由』において「自生的秩序」と「組織」の対比を行う際、それらを「社会」と「政府」として置き換えることは可能である⁴が、後者に「『国家(State)』という形而上学的響きをもつ用語を持ち込むこと」は「不要である」(Hayek 1976 65)と述べて、それ以上国家については論じない。

ハイエクの思想の枠組みの中で、ハイエクの社会理論に十全な国家論が見られない一方で、かれの自由主義は自由放任のリバタリアニズムとも一線を画す。むしろ政府に一定の役割をもたせることには、次節に見るようにむしろ積極的である。それではなぜ、ハイエクは「国家」について詳論しなかったのか。

例えばハイエクは「自生的秩序」という自然に生み出されたものでも、人間の設計によるのでもない第三の領域を市場秩序のメリットとして強調する。そこに国家(State)は設計の結果であるが、それでは歴史を共有する民族意識などに基づく国家(Nation)は、自生的秩序とは言えないのか、という疑義も生じるだろう。かくして、国家という概念をかれのフレームワークから理解することはたやすいことではない。

その理由は、ハイエクの社会主義批判と関連があろう。かれは「政府」に替えて「国家」を用いるのが定着したのは、大陸とくにヘーゲル派の思想の影響によるところが大きいとみなしている(Hayek 1976 65)。ハイエクは、これらの考えが国家と政府、あるいは国家と社会を同一視しているとみなし、それを一様に社会主義的な思想として退けるのである。またハイエクは、オーストリア＝ハンガリー帝国に生まれ育ち、そして解体されるという経験をし、国籍を取得しながら生涯に渡りいくつかの国を転々とした。かれが国際的な連邦制に期待していたのは、自らに確たる国家観がなかったからだとも言えよう

(Hayek 1944 321)。しかし同時に、国家論の不在は、かれの自由主義が保守主義と結びついた1980年代のアメリカの新自由主義とも区別されることを示している⁵。

V. 結語—新しい政府・国家観とは

独裁や社会主義を非難したハイエクの『隷属への道』について賛同のレビューを記したジョージ・オーウェルの小説『1984』においては、国家の持つ権力の集中や国民を管理する危険性を伝えていた。このようなディストピアのイメージは、そのままハイエクの国家観にも通底するものである。ハイエクにおいて国家とは、常に権力や管理の象徴であって、人間の創造性の源泉たる知識の自由とは対局に位置されている。

⁴ 例えばメンガーとの対比において池田(1996)による指摘がある。

⁵ この問題については吉野(2008)で考察し、両者の異同について整理した。

かくして、現代における市場か政府かといった古典的な論争の主題は、こうした当時の国家もしくは政府観を受け継いでいる点があると言えるのかもしれない。しかしながら、現代の福祉国家をめぐる議論において必要なのは、ハイエクが抱いていた二十世紀の国家観ではなく、より柔軟かつ開かれた国家観および政府観ではないだろうか⁶。

参考文献（略記） 引用に付した数字は邦訳のページ数を指す。

F. A. ハイエク, 西山千明. 1976. 新自由主義とは何か—あすを語る. 東京新聞出版局.

Harvey, David. 2005. *A Brief History of Neoliberalism*. Oxford University Press, USA.

(渡辺治監訳 2007. 『新自由主義—その歴史的展開と現在』) 作品社。

Hayek, F. A. 1960. *The Constitution of Liberty*, The University of Chicago Press. 気賀健三・古賀勝次郎訳『ハイエク全集 1-5, 6, 7 自由の条件 I, II, III』春秋社, 1986, 1987, 1987年.

——1973; 76; 79. *Law, Legislation and Liberty* (『法と立法と自由』ハイエク全集 I 8-10)

—— [1944]2007. *The Road to Serfdom: Text and Documents—The Definitive Edition (The Collected Works of F. A. Hayek, Volume 2)*. The University of Chicago Press.

Vernon, Richard. 1976. “The ‘Great Society’ and the ‘Open Society’ : Liberalism in Hayek and Popper.” *Canadian Journal of Political Science* 9 (02): 261-276.

Wallas, Graham. 1914. *The Great Society: A Psychological Analysis*. Macmillan.

池田幸弘. 1996. “ハイエクと制度進化の経済学-自生的秩序と国家.” 経済学史学会年報, 経済学史学会, 34: 40-52.

池田幸弘. 2012. “フリードリッヒ・ハイエクの経済的自由主義-古典的自由主義とリバタリアニズムの狭間で-.” 経済学史学会・大会報告集第76回全国大会, 経済学史学会, 148-153.

藤田菜々子. 2011. 「1931-33年のミュルダールとハイエク——往復書簡から見る『貨幣理論への貢献』の形成過程」『オイコノミカ』（名古屋市立大学）第48巻第1号、pp.1-26。

橋本努. 2012. 『ロスト近代——資本主義の新たな駆動因』弘文堂。

太子堂正称. 2011. 「ハイエクの福祉国家批判と理想的制度論」経済思想のなかの貧困・福祉 小峯敦編著, ミネルヴァ書房。

吉野裕介. 2008. 「アメリカは真に「自由な社会」なのか? -1980年代アメリカの「新自由主義」とハイエク思想」杉田米行編『アメリカ社会を動かすマネー』, 三和出版, 233-264.

吉野裕介. 2011. 「ハイエクの思想から読み解くオープンガバメント—情報化社会における市場の機能と政府の役割」『統治を創造する—新しい公共・オープンガバメント・リーク社会の衝撃』, 西田亮介・塚越健司編, 春秋社, 147-189.

⁶ これに関しては吉野(2011)において、ハイエクの思想を元に「開かれた政府」観を提示した。